

# 札幌市病院協議会会則

(名称および事務所)

第1条 本会は、札幌市病院協議会と称し、事務所を札幌市医師会館内に置く。

(会 員)

第2条 本会は、原則として、次の条件を具備する者をもって構成する。

- (1) 札幌市医師会員であること。
- (2) 札幌市に所在する病院の院長もしくはこれに準ずる者および札幌市医師会病院担当理事。

(日 的)

第3条 本会は、札幌市医師会と協力して病院相互の連絡、親交を密にし病院の向上発展を図り、社会の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 病院相互の連絡調整に関する事項
- (2) 病院の管理運営に関する事項
- (3) 地域社会活動に関する事項
- (4) 講演会、講習会の開催に関する事項
- (5) その他目的達成上必要な事項

(入 退 会)

第5条 会員になろうとする者は、入会申込書に所定の会費をそえて会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。

2. 本会を退会しようとする者は、その旨を申し出るものとする。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名	副会長	2 名
幹 事	若干名	監 事	2 名

2. 幹事のうち1名は札幌市医師会病院担当理事をもって充てる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 幹事は会務を分担する。
4. 監事は会務の執行および会計の状況について監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とする。ただし、任期満了後であっても後任者が選任されるまでは、その職務を行わなければならない。

(役員を選出)

第9条 役員は、総会において会員の中から選出する。

(顧問)

第10条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2. 顧問及び参与は総会の議を経て会長がこれを委嘱する。

(会議)

第11条 本会の会議は総会および役員会とする。

2. 総会は年1回以上会長が招集し、本会の会計、事業およびその他の重要事項について審議する。

(会議の成立条件並びに議決条件)

第12条 総会は会員の3分の1(委任状を含む)、役員会は構成員の2分の1以上の出席がなければ成立しないものとする。

2. 議決は出席者の2分の1以上の賛成を必要とする。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(経費)

第13条 本会の経費は会費および寄附金その他の収入をもって充てる。

2. 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(弔慰)

第14条 会員が死去した場合、供花(1万円)、弔電、香典(1万円)を贈る。

(附則)

本会則は総会の議を経て改正することができる。

2. 会費は、年額15,000円とする。但し、札幌市医師会病院担当理事は免除する。

3. 本会則は昭和54年11月28日から実施する。

4. 設立総会において選出される役員は、会則第8条の規定にかかわらず昭和56年3月31日までとする。

(附則)

本会則は昭和56年4月10日から実施する。

(附則)

本会則は昭和61年4月16日から実施する。

(附則)

本会則は昭和62年4月16日から実施する。

(附則)

本会則は平成5年4月12日から実施する。